

公告 第779号

組合規程の一部変更について

令和8年2月24日付 SCSK 健発第476号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和8年3月2日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・前期高齢者対策事業実施規程

以上

SCSK健康保険組合規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(実施プログラム) 第2条 当組合が実施するプログラムは次のとおりとする。 (1) 前期高齢者健康相談 (2) 特定健診</p> <p>(対象者) 第3条 各プログラムを実施時に現に当組合の被扶養者の資格を有している者とする。 (1) 前期高齢者健康相談 実施年度中に 64 歳～74 歳になる者 (2) 特定健診 実施年度中に 64 歳～74 歳になる配偶者以外の被扶養者</p> <p>(実施内容) 第4条 各プログラムは外部業者に委託し実施するものとする。 (1) 前期高齢者健康相談 委託業者は対象者に健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。 対象者への支援回数や支援方法は契約書に定める。 (2) 特定健診 当組合の「各種健康診査等実施規程」に定める特定健診とする。</p>	<p>(実施プログラム) 第2条 当組合が実施するプログラムは次のとおりとする。 (1) 前期高齢者健康相談 (2) 特定健診 (3) <u>節目健診</u></p> <p>(対象者) 第3条 各プログラムを実施時に現に当組合の被扶養者の資格を有している者とする。 (1) 前期高齢者健康相談 実施年度中に 64 歳～74 歳になる者 (2) 特定健診 実施年度中に 64 歳～74 歳になる配偶者以外の被扶養者 (3) <u>節目健診</u> <u>実施年度中に 64 歳、69 歳になる配偶者以外の被扶養者</u></p> <p>(実施内容) 第4条 各プログラムは外部業者に委託し実施するものとする。 (1) 前期高齢者健康相談 委託業者は対象者に健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。 対象者への支援回数や支援方法は契約書に定める。 (2) 特定健診 当組合の「各種健康診査等実施規程」に定める特定健診とする。 (3) <u>節目健診</u> <u>当組合の「各種健康診査等実施規程」に定める人間ドック及び婦人科健診とする。</u></p>

<p>(費用負担) 第5条 費用負担については次のとおりとする。 (1)前期高齢者健康相談 全額当組合負担とする。 (2)特定健診 健康保険組合連合会の「集合契約 A」を利用した場合は全額当組合負担とする。 ただし、「集合契約 A」を利用せず特定健診を受診する際の事由、補助金支給限度額等は当組合の「各種健康診査等実施規程」第7条に定めたとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(費用負担) 第5条 費用負担については次のとおりとする。 (1)前期高齢者健康相談 全額当組合負担とする。 (2)特定健診 健康保険組合連合会の「集合契約 A」を利用した場合は全額当組合負担とする。 ただし、「集合契約 A」を利用せず特定健診を受診する際の事由、補助金支給限度額等は当組合の「各種健康診査等実施規程」第7条に定めたとおりとする。 (3)節目健診 <u>当組合が委託する健康診断委託業者(以下「委託業者」という)が運営する健康診断予約システムを利用し、委託業者の契約医療機関を利用した場合は全額当組合負担とする。</u> <u>ただし、健康診断予約システムを利用せず節目健診を受診する際の事由、補助金支給限度額等は当組合の「各種健康診査等実施規程」第7条に定めたとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
--	--